

# 定 款

セントラル警備保障株式会社

# 定 款

## 第1章 総 則

### 第1条 商 号

当社は、セントラル警備保障株式会社と称し、英文では CENTRAL SECURITY PATROLS CO., LTD. と称する。

### 第2条 目 的

当社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1 警備業務及び安全管理業務の請負並びにその保障
- 2 警備及び安全に関する調査、出版、広告宣伝に関する業務
- 3 防犯、防火、防災及び救急に関する車両、設備、装置、機器等の開発、製造、賃貸、リース、販売
- 4 電気工事、電気通信工事、消防施設工事、水道工事及び空調設備工事の請負並びにその保守業務
- 5 現金、貴金属、有価証券、貴重品類の一時預かり、護送業務及びそれに伴う運送事業
- 6 現金自動預払機及び売上金等の保安、集配金並びに精査に関する受託業務
- 7 貸金業
- 8 倉庫業
- 9 要人の身辺警護業務
- 10 建物、駐車場及び付帯設備の管理、保守、衛生、清掃業務
- 11 個人及び企業に対する信用調査業務
- 12 情報通信システムに関する設備、装置、ソフトウェア及び機器等の開発、製造、賃貸、販売
- 13 情報処理、提供その他情報サービスに関する業務
- 14 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- 15 訪問介護及び通所介護サービス並びに介護用品、介護機器の開発、製造、賃貸、販売
- 16 警備用制服、装備品の製造販売
- 17 不動産の売買、仲介、賃貸借業務
- 18 労働者派遣事業
- 19 損害保険代理業
- 20 生命保険募集業
- 21 古物営業法に基づく古物販売事業
- 22 前各号に関するコンサルティング業務及び技術指導業務
- 23 前各号に付帯する一切の業務

### 第3条 本 店

当社は本店を東京都新宿区に置く。

### 第4条 機関の設置

当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

## 第5条 公告方法

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

### 第6条 発行可能株式総数

当会社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

### 第7条 単元株式数

当会社の単元株式数は、100株とする。

### 第8条 株式取扱規則

当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

### 第9条 株主名簿管理人

当会社は株主名簿管理人を置く。

### 第10条 単元未満株式の買増請求

単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

### 第11条 単元未満株主の権利

当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利
- (2) 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 単元未満株式の買増請求をする権利

## 第3章 株主総会

### 第12条 基 準 日

当会社は毎年2月末日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

### 第13条 招 集 地

当会社の株主総会は、原則として本店所在地及びその隣接地において招集する。

- 2 当会社の株主総会は、状況により場所の定めのない株主総会とすることができる。

#### 第14条 招集の時期

定時株主総会は毎年5月にこれを招集する。

#### 第15条 招集権者及び議長

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### 第16条 決議要件

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第17条 電子提供措置等

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第18条 議決権の代理行使

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第19条 員 数

当社の取締役は12名以内を置く。

#### 第20条 選 任

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任は累積投票によらないものとする。

#### 第21条 任 期

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。

- 2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

## 第 22 条 代表取締役及び役付取締役

取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長各若干名を選定することができる。

## 第 23 条 取締役会

取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該提案につき当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- 4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。

## 第 24 条 相談役又は顧問

取締役会の決議により相談役、顧問を置くことができる。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

### 第 25 条 員 数

当会社の監査役は 5 名以内を置く。

### 第 26 条 選 任

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### 第 27 条 任 期

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### 第 28 条 常勤の監査役及び常任監査役の選任

監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

- 2 監査役会は、監査役の中から常任監査役を選定することができる。

### 第 29 条 監査役会

監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。但し、緊

急のときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。

## 第6章 取締役及び監査役の責任免除

### 第30条 損害賠償責任の一部免除

当社は、取締役会の決議をもって、取締役（業務執行取締役等である者を除く。以下同じ。）及び監査役の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

- 2 当社は、取締役及び監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める範囲とする。

## 第7章 計 算

### 第31条 事業年度

当社の事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

### 第32条 剰余金の配当

株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年8月31日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

### 第33条 自己株式の取得

当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式の取得を行うことができる。

### 第34条 配当金の除斥期間

期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払いの義務を免れる。

## 附 則

1. 本定款は、2022年5月26日に一部改定し、実施する。
2. 定款第13条（招集地）第2項の変更案は、産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則第2項は、効力発生日経過後、削除する。
3. 現行定款第17条（参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
4. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。
5. 本附則第3～5項は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日の何れか遅い日後に削除する。